税務相談室

所　得　控　除

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　出産に伴う医療費についてどのようなものが医療費控除の対象となるのでしょうか。

回　答　直接支出する出産入院費用のほか、妊婦としての定期検診及び検査の費用、通院費用、入院中の病院への食事代などが医療費控除の対象となります。

出産においては、出産の時に直接支出する出産入院費用があり、医療費控除の対象となりますが、その他の出産に伴う一般的な費用が医療費控除の対象となるかの判断については、次の具体例のとおりです。

１　医療費控除の対象となるもの

⑴　妊娠と診断されてからの定期検診や検査などの費用及び通院費用

⑵　出産で入院する際に、電車やバスなどの通常の交通手段によることが困難なため、タクシーを利用した場合のタクシー代

⑶　病院に対して支払う入院中の食事代で、入院費用の一部として支払われるもの

２　医療費控除の対象とならないもの

⑴　実家で出産するために実家に帰省する交通費

⑵　入院に際し、寝巻きや洗面具など身の回り品を購入した費用

⑶　入院中の食事代で、他から出前を取ったり外食したりしたもの

なお、健康保険組合や共済組合などから、出産育児一時金や家族出産育児一時金、または出産費や配偶者出産費などが支給されますので、その金額は医療費控除の額を計算する際に、出産入院費用の医療費から差し引かなければなりません。

質問２　次のような場合の取扱いはどうなりますか。

⑴　郷里にいる母（長男と同居）が病気になり、その医療費を全部負担した場合

⑵　娘が結婚前にけがで入院した際の治療費を、娘が他家に嫁いだ後で支払った場合

⑶　長い闘病生活の末、本年８月に父が他界したが、未払いの医療費を相続財産の中から相続人が支払った場合

回　答　医療費を支払った時点において、実際に生計を一にしていたか否かによります。

医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他の親族のための医療費を支払った場合に限り適用されます。従って、⑴の場合は、病気になった母親と生計を一にしている場合に限って、医療費控除の適用があります。

税法上「生計を一にする」というのは、必ずしも同一の家屋に起居する場合には限りませんが、この場合の母親は、長男と同居していますから、あなたが母親を扶養しているというためには、よほどはっきりした扶養の事実がないとあなたと母親とが生計を一にしているとは認められないものと思われます。

⑵の場合のあなたの疑問点は、あなたと娘さんは、娘さんが入院した時には生計を一にしていたが、医療費を支払った時には、他家に嫁いだ後で生計を一にしていない点にあるものと思います。

この点については、治療等を受けた親族とその医療費を支払った者とが、次のいずれかの時期に生計を一にしていればよいこととされています。

イ　医療費を支出すべき事由が生じた時

ロ　現実に医療費を支払った時

従って、この場合は医療費控除の適用があります。

⑶の場合ですが、医療費控除は、実際に支払われた金額を、実際に支払った時を含む年分（死亡、出国などの場合は、それらの日まで）の所得金額から控除するものですから、被相続人の死亡後に支払われた医療費は、たとえ相続財産から支払われた場合であっても、被相続人の医療費控除の対象とすることはできません。ただし、相続税の課税価格の計算上、債務として相続財産から控除されます。

次に、相続人のうち、亡父の存命中、亡父と生計を一にしていた相続人が負担した医療費は、その相続人の医療費控除の対象となります。